○外務省告示第三号

平成二十六年十二月十六日にニアメで、ニジェール共和国におけるコミュニティ及び州における治安維持能力強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億二百万円

3　署名者

日　本　側　川村裕在ニジェール大使

国際連合開発計画側　フォデ・ンジャイ在ニジェール事務所代表

平成二十七年一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四号

平成二十六年十二月十七日にニアメで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がニジェール共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億六千万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　川村裕在ニジェール大使

ニジェール側　モハメド・バズム国務大臣兼外務・協力・アフリカ統合・在外ニジェール人大臣

平成二十七年一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第五号

平成二十六年十二月二十三日にキンシャサで、マタディ橋保全計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マタディ橋保全計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億八千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十一月三十日まで

4　署名者

日　本　側　牛尾滋在コンゴ民主共和国大使

コンゴ民主共和国側　レイモン・チバンダ・ンドゥンガムロンゴ外務・国際協力大臣

平成二十七年一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第六号

平成二十六年十二月二十二日にベオグラードで、セルビア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がセルビア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　一億円

3　署名者

日　本　側　黒木雅文在セルビア大使

セルビア側　ヤドランカ・ヨクシモビッチ欧州統合担当無任所大臣

平成二十七年一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、別表中欄の日に行われた口上書の交換により別表下欄の日まで延長された。

平成二十七年一月十四日

外務大臣　岸田　文雄

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
南部地下水淡水化計画のための贈与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の交換公文（平成二十二年三月十八日付け）	平成二十六年十二月二十二日	平成二十七年十月二十三日

○財務省告示第二十三号

関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項の規定に基づき、輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十六年度における輸入基準数量を定める件（平成二十六年三月財務省告示第百十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十五日から適用する。

平成二十七年一月十四日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「輸入基準数量」の下に「及び同年度における協定対象外輸入基準数量」を加える。

本則を本則第一号とし、本則に次の一号を加える。

二　関税暫定措置法第七条の三第一項に規定する協定対象外輸入基準数量は、平成二十六年度につき次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	協定対象外輸入基準数量
一三	六、八五七、九三七トン
一四	六六一、一七九トン

○財務省告示第二十四号

関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第二号の規定に基づき、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十六年度における発動基準数量を定める件（平成二十六年五月財務省告示第百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十五日から適用する。

平成二十七年一月十四日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「平成二十五年度における生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量」を「平成二十六年度における第二号に係る輸入基準数量及び同年度における第二号に係る協定対象外輸入基準数量」に改める。

本則中「あらかじめ財務大臣が告示する数量は」を「第二号に係る輸入基準数量は、平成二十六年度につき」に改め、本則第二号中「三十六万七千九百五十三トン」を「三十七万七千三百五十九トン」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　関税暫定措置法第七条の五第一項第二号に規定する第二号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十六年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万二千五百六十七トン

二　冷凍牛肉　十七万七千九百トン

○財務省告示第二十五号

関税暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十号）の施行に伴い、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第一項第一号の規定に基づき、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十六年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件（平成二十六年三月財務省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月十五日から適用する。

平成二十七年一月十四日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「平成二十五年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量（当該数量が平成十四年度及び平成十五年度における各年度の初日から同年度の第一四半期、第二四半期及び第三四半期の末日までの生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量を合計したものの二分の一に相当する数量を下回る場合には、当該二分の一に相当する数量とする。）に百分の百十七を乗じて得た数量」を「平成二十六年度における第一号に係る輸入基準数量及び同年度における第一号に係る協定対象外輸入基準数量」に改める。

本則中「あらかじめ財務大臣が告示する数量は、次の各号」を「第一号に係る輸入基準数量は、平成二十六年度につき次の各号」に改め、本則第二号イ中「九万三百六十六トン」を「九万九百九十九トン」に改め、同号ロ中「二十万七千四百六十八トン」を「二十一万三千百十トン」に改め、同号ハ中「二十九万七千六百九十トン」を「三十万六千四百二トン」に改め、本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　関税暫定措置法第七条の五第一項第一号に規定する第一号に係る協定対象外輸入基準数量は、平成二十六年度につき次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　八万九千四百九十三トン

二　冷凍牛肉　十四万三千六百四十三トン